

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年11月1日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	米持克彦
同	白鳥誠

5千総総第799号

令和5年10月18日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 米持克彦
同 白鳥誠

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年度監査報告第10号、令和2年度監査報告第8号及び第10号、令和3年度監査報告第9号及び第11号並びに令和4年度監査報告第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田
電話 4013

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 支出事務</p> <p>カ 資格取得等の支援に係る公費負担を適正に行うべきもの（病院局）</p> <p>(ア) 事案</p> <p>病院局においては、専門医、感染制御認定薬剤師その他の各種資格取得や、単位認定、講習受講等を支援するため、受験料、認定料、受講料等の費用を公費で負担していた。</p> <p>(イ) 問題点</p> <p>これらの支援に係る支出は、当該職員個人の資格に係るものである以上、補助金として整理されるべきものであるが、病院局においては、本件支出の根拠となる補助金交付要綱を定めておらず、職員からの請求により支出していた。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>病院運営上、また、職員の専門能力向上の観点から、各種資格の取得や講習受講の必要性は高いものと考えられ、限られた財源でより効果的に実施する必要がある。</p> <p>病院局においては、「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）に従い、補助金交付要綱を定め、補助対象とする資格、単位、講習等の具体的な基準を明確化するとともに、事前申請や交付決定等の手続、補助率、上限額等を定め、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>資格取得等の支援に係る支出については、「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）に従い、「千葉市立病院職員資格取得等支援助成金交付要綱」を制定し、補助対象とする資格等の基準、事前申請や交付決定等の手続、補助率等を定め、令和 5 年 4 月 1 日から施行している。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 支出事務</p> <p>ア 委託料の経済的な執行に努めるべきもの（こども未来局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>こども未来局においては、本市と事業者の間で締結している「子育て支援情報発信に関する協定」に基づき、平成26年度から「子育てナビ」をWEBサイトで公開するとともに、小冊子を作成している。費用については、WEBサイトの公開及び小冊子の作成は無償であるが、協定外であるWEBサイト内の電子掲示板の保守及び運用に係る費用として、委託料を支払っている。</p> <p>電子掲示板については、投稿件数が極めて少なく、有効活用されているとは言い難い状況となっていたことから、令和元年度事務事業定期監査において、運用方法について必要性も含め検討すべきと意見したところである。</p> <p>今回の監査においても、同様の状況が認められたことから、電子掲示板の必要性について所管に確認したところ、利用促進のための周知等を行っているものの、SNSの普及等もあり、電子掲示板の投稿件数が少ない状況は続いているとのことであった。</p> <p>また、協定締結時と状況が変化しており、電子掲示板の運用を中止し、WEBサイトの公開及び小冊子の作成のみを無償で行うことは難しくなる可能性があるとのことであった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>事業の費用対効果を検証し、電子掲示板の有効活用されていない期間が続くのであれば、運用を中止するなど、委託料の経済的な執行に努められたい。</p>	<p>WEBサイト「子育てナビ」における電子掲示板については、有効活用されていない期間が続いたため、令和5年3月31日をもって運用を中止した。</p>

<p>また、WEBサイトの公開及び小冊子の作成も含めて、実情に合った適切な契約方法を検討されたい。</p>	
<p>(2) 契約事務</p> <p>ウ 施行決定を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>本市においては、契約の決定、締結前に専決権者の意思決定及び関係各課の合議を受ける行為である施行決定を行っているが、「千葉市決裁規程の運用について」（副市長依命通達）において、契約予定価格が10万円未満の場合等は施行決定を省略するものとされている。</p> <p>しかしながら、一部の業務委託等においては、契約金額が10万円以上であるにもかかわらず、施行決定を省略していた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>施行決定については、依命通達に基づき適正に行われたい。</p>	<p>施行決定については、令和4年2月21日付けで、都市局長から各所属長に対して、再発防止に努めるよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>イ 修繕の検査の時期を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>建設局における修繕請負契約の検査の時期を確認したところ、受注者から完成通知書を受領した日から10日を超えて検査を実施している修繕が散見された。</p> <p>これは、業務を工事に準じて執行していたため、工事請負契約の標準約款の検査の時期の項目を修正せずに使用していたことが原因と考えられる。また、修繕請負契約の標準約款が未整備であるため、契約の都度、契約書の作成や他の標準約款の修正が必要であったことも一因として考えられる。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>修繕の検査の時期については、法令に基づき適正に行われたい。</p> <p>(ウ) 意見</p> <p>今後の事務誤りを減らし、職員の負担を軽減するため、修繕請負契約の標準約款を整備することを検討されたい。</p>	<p>修繕の検査時期については、令和4年12月13日付けで適正な経理事務の執行について建設局長から各所属長へ通知し、以後、適正な運用を行っている。</p> <p>なお、検査時期に係る約款については、同通知により適宜修正し使用することとしている。</p>
<p>(3) その他</p> <p>ア 医療保険の被保険者証の写しを取得する際に留意すべきもの（建設局、教育委員会）</p> <p>(ア) 事案</p> <p>雇用関係の確認等の目的で受注業者から提供を受けた、委託業務の主任技術者等に係る医療保険の被保険者証の写しについて、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）並びにQRコード（読み取った際に</p>	<p>雇用関係の確認及び申請者の本人確認の目的で取得した被保険者証の写しの取扱いについては、令和4年12月に、建設局長及び教育次長から各所属長に対して、法令等に基づき適正に行うよう通知し、所属職員に対し周知徹底した。以後、適正な運用を行っている。</p>

被保険者等記号・番号等がわかるものをいう。)にマスキングが施されていない事例が散見された。

(イ) 問題点

医療保険の被保険者証に係る被保険者等記号・番号等については、プライバシー保護の観点から、健康保険法(大正11年法律第70号)をはじめとする医療保険各法により、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられている。

これにより、本人確認等のために被保険者証の写しを求める場合には、次のような取扱いをするよう留意することとなっている。

- ① 被保険者証の写しを提出しようとする申請者等に対し、被保険者等記号・番号等及びQRコードにマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。
- ② マスキングが施されていない被保険者証の写しを受け取った場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

しかしながら、委託業務の受注業者に提出を求めた被保険者証の写しについて、被保険者等記号・番号等及びQRコードへのマスキングが十分に行われていなかった。

(ウ) 指摘

雇用関係の確認等の目的で取得した被保険者証の写しの取扱いについては、法令等に基づき適正に行われたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（消防局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成 22 年 3 月 30 日付け財政部長通知）によると、千葉市行政財産使用料条例（昭和 39 年千葉市条例第 33 号）第 3 条第 2 項の行政財産使用料を後納させることができる場合として、使用開始日が 4 月 1 日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、特段の事情がある場合を除き、使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日以内に使用料を納付させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、消防局における行政財産目的外使用料の徴収については、本来設定すべき納期限を過ぎてから調定が行われていた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>行政財産目的外使用料の徴収については、令和 5 年 4 月 26 日付けで、消防局長から各所属長に対して、適切な事務執行を行うよう通知し、周知徹底を図った。以後、条例等に基づき適正に行っている。</p>
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 請求書の取扱いを適正に行うべきもの（美浜区役所）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>美浜区役所において、支出命令書を確認したところ、支払事務を行う際に、まとめて複数の請求書に收受印を押していたことから、請求書に記載された日付と收受日との間に、大幅な差が生じている 事例が見受けられた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>收受印は請求書を受け取った日を</p>	<p>請求書の取扱いについては、請求書が届いた日に收受印を押印することとし、以後、適正な運用を行っている。</p>

<p>示すものであり、これにより政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)における支払期限が定まる重要なものであることから、請求書の取扱いについては、通知等に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>イ 支出負担行為の決裁手続を適正に行うべきもの(美浜区役所)</p> <p>(ア) 事案及び問題点 美浜区役所において、消耗品費等の支出書類を確認したところ、支出負担行為の決裁手続後に事業者から物品等が納品され、検査員が受入検査を行った後に請求書が発行されているにもかかわらず、財務会計システム上の支出負担行為の決裁日を誤って登録してしまった事例が散見された。</p> <p>(イ) 指摘 支出負担行為の決裁手続については、法令に基づき適正に行われたい。</p>	<p>支出負担行為の決裁手続については、令和5年度から、法令に基づき適正に行っている。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>ア 適正な専決者により決裁を行うべきもの(消防局)</p> <p>(ア) 事案及び問題点 消防局における一般競争入札の公告について、適正な専決者により決裁が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>(イ) 原因 千葉市決裁規程(平成4年千葉市訓令(甲)第1号)の財務に関する事項を適用するべきものを、誤って千葉市消防決裁規程(昭和62年消防局訓令(甲)第5号)の一般的事項を適用していたこと等による。</p> <p>(ウ) 指摘 決裁に当たっては、規程に基づき、適正な専決者による意思決定を行われたい。</p>	<p>適正な専決者による決裁については、令和5年4月26日付けで、消防局長から各所属長に対して、適切な事務執行を行うよう通知し、所属職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、各所属においては、令和5年7月までに適正な決裁区分に是正した。</p>

(4) その他

ア 請求書の管理を適正に行うべきもの
(環境局、花見川区役所)

(ア) 事案及び問題点

本市では、紙文書で提出された請求書は、スキャンして電子決裁に添付することとされており、決裁完了後は紙文書を原本として保管することとされている。

しかしながら、環境局及び花見川区役所において、支出命令書の添付書類である請求書を確認したところ、スキャンされた電子データは保存されているものの、原本(紙文書)の所在が不明になっている事例が見受けられた。

(イ) 指摘

請求書の管理については、通知等に基づき適正に行われたい。

請求書の管理については、環境局長及び花見川区長から各所属長に対して、会計室長通知等に基づき、適正に管理を行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。